

令和8年度 第1回藤枝市地域公共交通会議

令和8年5月8日(金)

午後2時～

西館5階大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 会議に関する説明
- 4 議 事
第1号議案 夜間バス停型乗合タクシーの実証運行の実施について … 1頁～
- 5 報告事項
・藤枝市地域公共交通会議分科会の結果報告について … 3頁～
- 6 その他
各委員及び事務局からの連絡事項
今後の予定
- 7 閉 会

夜間バス停型乗合タクシーの実証運行の実施について

藤枝駅周辺における夜間のタクシー不足による「交通空白」の課題の解消と経済効果を図り、夜間バス停型乗合タクシーの実証運行の実施について、次のとおり国庫補助金を申請して推進することについて協議する。

1 申請する国庫補助金及び補助メニュー

(1) 補助金

地域公共交通確保維持改善事業等補助金

(2) 補助メニュー

令和8年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト

「交通空白」解消タイプ

(3) 補助対象事業費の内容

- ・運行経費
- ・停留所整備費
- ・システム開発・導入費
- ・周知用チラシ印刷費 ほか

補助対象経費：4,256,400円

補助額見込み：3,608,400円 ※5,000千円まで定額、5,000千円を超える分は2/3

2 申請する事業名

夜間バス停型乗合タクシー実証事業

3 事業期間

補助金交付決定日から令和9年1月31日まで

4 内容

藤枝駅周辺における夜間のタクシー不足による「交通空白」の課題の解消と経済効果を図り、夜間バス停型乗合タクシーの実証運行を実施する。

- ・地域公共交通会議における課題解決に向けた手法の検討
- ・人口の多い地区への停留所の設定の検討
- ・実証運行及び利用者アンケートによる効果検証

5 スケジュール

5月 8日 地域公共交通会議における計画概要の協議

5月中 国庫補助金申請

6月25日 地域公共交通会議における路線、時刻表の協議

地域公共交通会議運賃協議分科会における運賃協議

7月上旬 交通事業者による変更認可申請

7月上旬～ 事業の周知

8月下旬～ 実証運行

10月中旬

12月下旬 実証運行の効果検証・継続性に係る協議

【静岡県藤枝市】夜間バス停型乗合タクシー実証事業

「交通空白」解消タイプ

応募様式1

事業費 事業全体費用：4,256,400円
補助対象経費：4,256,400円

事業主体/運行主体

事業主体：藤枝市
運行主体：藤枝市（委託先：藤枝市乗合タクシー運行管理業務共同企業体）

事業背景・目的

- 夜間にタクシー不足による駅前から各地区への時間的「交通空白」が発生
- 新たな交通手段を手当てによる「交通空白」の解消と経済活性化を図ると共に、効率的な輸送による事業採算性の確保について検証することを目的とする

事業概要

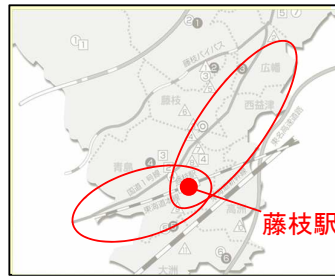
交通サービス	一般乗合旅客自動車運送
運行形態	区域運行
法的区分	道路運送法第4条
運行頻度	金・土・日曜日のみ。22時台から24時台
運賃	移動区間により【広幡線】1,000円～2,500円、【光洋台線】1,000円～1,500円程度
実施内容	路線バス最終便後の22時台～24時台に、藤枝駅から広幡方面又は光洋台方面へ移動する人を対象に、既存の配車予約システムを活用した予約制バス停型乗合タクシーを運行する。

運行期間

令和8年8月下旬～令和8年10月下旬（2か月間）

事業実施地域

地区名はふりがなも記入すること



- 藤枝駅を起点とするバス停型乗合タクシー既存2路線（藤枝駅広幡線・藤枝駅光洋台線）の運行区域。
- 広幡線：西益津（にしまづ）・広幡（ひろはた）地区
- 光洋台線：上青島（かみあおじま）・光洋台（こうようだい）地区

事業イメージ



- 運行事業者の車両（ジャンボタクシー：定員9名を想定）を用いて、22時台～24時台の「交通空白」となる時間帯に、駅からの移動手段を手当てすることで、交通空白の解消及び経済活動の活性化を図る。

見込まれる事業効果

【定性・定量効果】

- 本事業による夜間の外出回数：30%増加
- 本事業によるタクシー客待機列人数：30%減少
- 経済効果見込み：1年間稼働で11,300千円

【「交通空白」への効果】

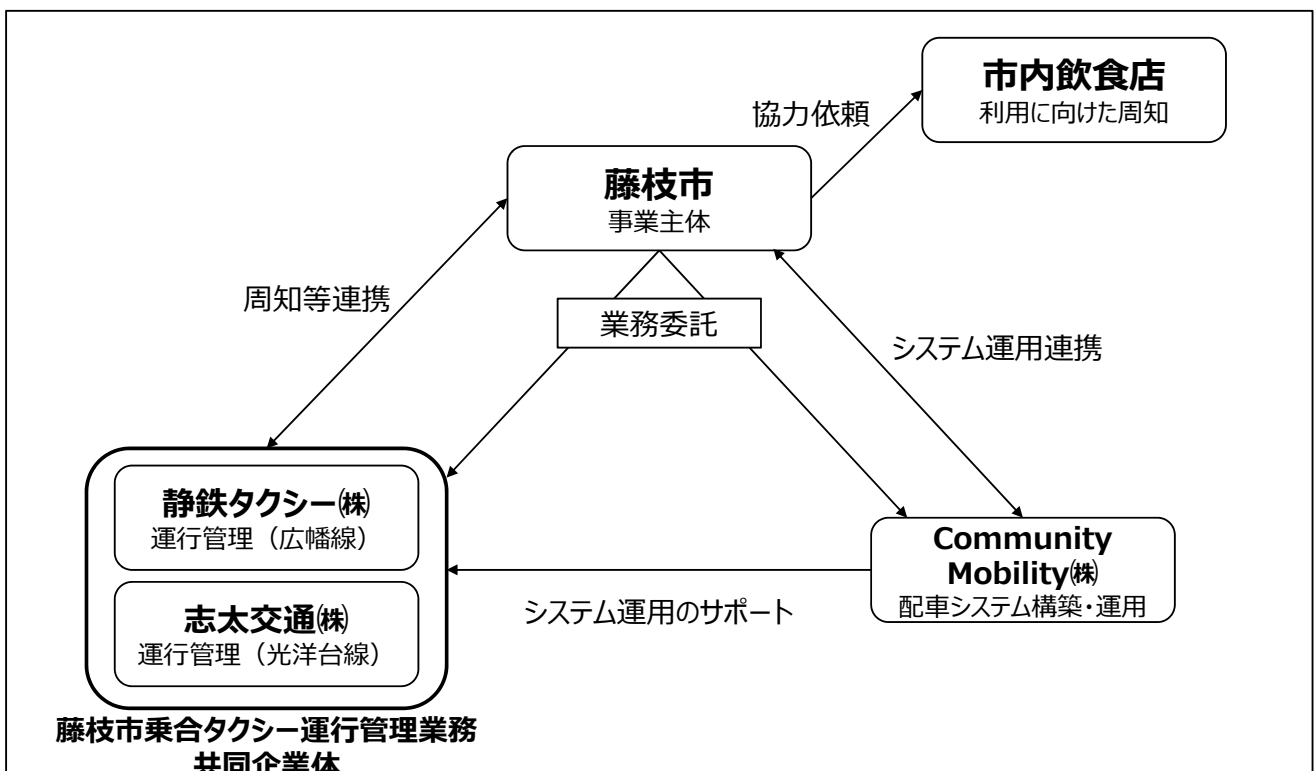
駅から実施地域への時間的「交通空白」を解消

【静岡県藤枝市】夜間バス停型乗合タクシー実証事業

「交通空白」解消タイプ

応募様式1

事業実施体制



令和7年度藤枝市地域公共交通会議分科会協議事項について

前回地域公共交通会議開催（令和8年2月4日）以降に開催した分科会及び書面協議について、次のとおり協議が調ったので報告する。

1. 令和8年2月4日 瀬戸谷買援隊運営委員会 自家用有償旅客運送の変更登録申請に係る分科会

(1) 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

瀬戸谷買援隊運営委員会
静岡県藤枝市本郷 876
代表 下田 勉

(2) 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

(3) 調った協議の内容

①運送の区域

藤枝市全域

②旅客から収受する対価（対価の内容を添付すること）

- ・定額制 往復一律 500 円
- ・定員乗車人数 3 人

《買援隊利用料金とタクシー料金（8割）の比較》

乗車人数	瀬戸谷買援隊 利用料金	タクシー料金 の8割	タクシー料金（距離制）往復 想定往復最短距離 0.1 km（中山～瀬戸谷郵便局） 迎車 <u>200</u> 円 時間指定配車 300 円
1 人	<u>500</u> 円	1,920 円～	$(\underline{200} \text{ 円} + \underline{700} \text{ 円} + 300 \text{ 円}) \times 2$ = <u>2,400</u> 円
2 人	<u>1,000</u> 円		
3 人	<u>1,500</u> 円		

③運送しようとする旅客の範囲

単独での公共交通の利用が困難であると介護支援専門員・地域包括支援センター職員その他の専門職により判断された者であって、瀬戸谷地区に在住する下記のいずれかに該当する者

- ・介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
⇒要支援者
- ・介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者⇒事業対象者

④複数乗車の運行

瀬戸谷地区の要支援者及び事業対象者を運送の対象としており、運行区間が地区内及

び他地区の医療施設及び商業施設等を目的地とすることから、往路は、会員の自宅を回りながら目的地に向かい、復路は医療施設及び商業施設等から会員自宅を回るよう複数乗車により運行を行うことも想定している。

●目的地とする医療施設及び商業施設等

※目的地までの距離は瀬戸谷地区中山交差点を起点とする。

《医療施設》

八木医院	0.2 k m
聖稜リハビリテーション病院	0.9 k m
菅ヶ谷ファミリークリニック	4.4 k m
<u>スマート・デンタル・オフィス</u>	<u>5.5 k m</u>
はっとり歯科	6.0 k m
瀬古クリニック	6.1 k m
ゆみ内科クリニック	6.2 k m
葉梨医療団地	6.6 k m
駿河台井澤歯科	6.8 k m
藤枝市立総合病院	6.9 k m
<u>すぎむらクリニック</u>	<u>7.9 k m</u>
市川眼科	7.5 k m
平成記念病院	7.6 k m
やまもと内視鏡クリニック	7.7 k m
おかもと皮膚科	7.8 k m
高松整形外科	7.8 k m
志太眼科	8.1 k m
<u>あおき腎・泌尿器クリニック</u>	<u>8.1 k m</u>
秋山医院	8.4 k m
奥皮膚科医院	8.4 k m
<u>駿府病院</u>	<u>8.5 k m</u>
藤枝駅前クリニック	8.7 k m
小林佳子リウマチクリニック	9.1 k m
島田市民病院	11.0 k m

《商業施設》

久保井魚店	0.1 k m
伊久美商店	0.1 k m
森下製菓	0.1 k m
伊久美昭一商店	1.0 k m
瀬戸谷温泉「ゆらく」(道の駅)	3.3 k m
ウエルシア藤枝茶町店	6.3 k m
しずてつストア 駿河台店	6.7 k m
志太フラワー	7.0 k m
KOマート 藤枝志太店	7.0 k m
マックスバリュ 藤枝藪田店	7.1 k m
渡辺酒店	7.2 k m

スーパー田子重 清里店	7.2 k m
杏林堂 清里店	7.5 k m
スーパーバロー 藤枝店	7.5 k m
西友 南新屋店	7.9 k m
TSUTAYA 藤枝 瀬戸新屋店	7.9 k m
業務スーパー 藤枝緑町店	8.0 k m
スーパー富士屋 藤枝五十海店	8.0 k m
ファーマーズマーケット まんさいかん藤枝	8.1 k m
杏林堂 藤枝駅北店	8.1 k m
ダイソー 藤枝緑町店	8.1 k m
エスポット 藤枝店	8.5 k m
戸田書店 藤枝東店	8.7 k m
ベイシア 藤枝店	9.0 k m
カインズ 藤枝店	9.0 k m
ダイソー 藤枝内瀬戸店	9.0 k m
ジャンボエンチョー 藤枝店	9.7 k m
しまむら高柳店	10.0 k m
<u>アピタ島田店</u>	<u>13.0 k m</u>

《金融機関》

瀬戸谷郵便局	0.1 k m
J A大井川 稲葉支店	4.3 k m
しずおか焼津信用金庫 藤枝上支店	7.1 k m
静岡銀行 藤枝支店	8.7 k m

《行政機関》

藤枝市保健センター	6.7 k m
藤枝市役所	7.8 k m

⑤その他特記事項

運行日：月曜日～土曜日※祝日、12/29～1/3 は運休。

運行時間：8:00～18:00

利用方法等：事前申し込み制

運行車両：セダン型1台（5人乗り）定員3人

(4) 協議結果

異議なし、承認

2. 令和8年3月9日藤枝みんなのミライ楽校自家用有償旅客運送の法人化に伴う登録申請に係る分科会（書面協議）

(1) 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

一般社団法人 ほしとわ

静岡県藤枝市瀬戸ノ谷 5894

代表理事 横溝 一樹

(2) 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

(3) 調った協議の内容

①運送の区域

種別	区 域
藤枝市稲葉地区～瀬戸谷地区	稲葉地区（国道１号線バイパス以北）谷稲葉ＩＣから瀬戸谷地区（瀬戸ノ谷 5894） 指定施設：藤枝駅、千才公園

②旅客から収受する対価（対価の内容を添付すること）

片道 250 円（タクシー料金の 8/10 が目安）

乗車人数	一般社団法人ほしとわ	タクシー料金の 8/10	タクシー料金想定運行最短距離片道 11km (藤枝駅北口～瀬戸ノ谷 5894) ～ (距離制/特定大型)
1 人	250 円	5,040 円～	迎車 140 円、初乗 860 円 (1.17km)、 加算 100 円 (186mあたり) (11,000m-1,170m)/186m*100 円 ⇒ (1,000 円+5,300 円) = 6,300 円～
20 人	5,000 円		

※定員乗車人数を 20 人に制限

③運送しようとする旅客の範囲

藤枝みんなのミライ学校（設立予定時法人運営・事務所と同所在地）に通う児童・生徒

④運行計画

運 行 日：月曜日～金曜日※楽校休校日は運休。

運行時間：	行き	発車時刻	藤枝駅ゆらく線・大久保上滝線*	帰り	発車時刻	藤枝駅ゆらく線・大久保上滝線
	藤枝駅	9:00	藤枝駅	8:31	瀬戸ノ谷	笹の木橋発藤枝駅行 15 時台無し
	千才	9:15	↓	↓	谷稲葉	
	谷稲葉	9:25			千才	
	瀬戸ノ谷	9:45	笹の木橋	9:03	藤枝駅	

10:00 スクール開始、15:00 スクール終了

※今回想定されている出発地・目的地と近い路線・時間帯との比較
藤枝駅～千才公園経由～瀬戸ノ谷直通のバス路線はない。

運行車両：バス車両 1 台 定員 29 人

予備車としてセダン型 1 台（8 人乗り）定員 7 人

(4) 協議結果

- ・意見なし… 9 名
- ・意見あり… 0 名

⇒承認

令和8年度 藤枝市地域公共交通会議 席次表
 ※敬称略

		副会長 藤枝市都市建設部長 鈴木 貴繁	学識経験者 名古屋大学 加藤 博和		
静岡運輸支局 足木 宏行	○			○	静岡県 山崎 惇子【代】
島田土木事務所 伊藤 彰浩	○			○	藤枝警察署 能勢 剛明
しずてつジャストライン(株) 市川 真也【代】	○			○	志太交通(株) 鈴木 宏美
公募市民 永野 朋浩	○			○	公募市民 岡嶋 多喜子
自治会連合会 宮谷 洋子	○			○	瀬戸谷地区路線バス対策 下田 勉
岡部北部地区 小柳津 敬市	○			○	藤枝商工会議所 小野 和紀
ぱりて会議 池谷 照代	○			○	藤枝市社会福祉協議会 小澤 一成
藤枝市基盤整備局長 牧田 吉晴【代】	○			○	藤枝市健康福祉部長 杉村 友久
	○	○	事務局		

随行者席 傍聴席

藤枝市地域公共交通会議(R8～R9) 名簿

(敬称略)

	設置要綱上の委員区分	所 属 ・ 役 職		委員氏名	自家用有償 旅客運送 分科会委員	運賃協議 分科会委員
1	藤枝市長又はその指名する者	藤枝市	副市長	オオハタ ナオミ 大畑 直巳	○	○
2	中部運輸局長又はその指名する者	国土交通省 中部運輸局静岡運輸支局	首席運輸企画専門官	アシキ ヒロユキ 足木 宏行	○	○
3	静岡県(公共交通担当)から選出された者	静岡県(公共交通担当)	交通政策課長	サトウ ジュンイチロウ 佐藤 純一郎		
4	静岡県島田土木事務所から選出された者	静岡県島田土木事務所	工事第2課長	イトウ テキヒロ 伊藤 彰浩		
5	静岡県藤枝警察署から選出された者	静岡県藤枝警察署	交通課長	ノセ タケアキ 能勢 剛明		
6	一般旅客自動車運送事業者	乗合バス事業者 しずてつジャストライン(株)	常務取締役	ワシナ タカヨシ 藁科 孝佳	○	○
7	一般旅客自動車運送事業者	タクシー事業者 志太交通(株)	代表取締役	スズキ ヒロミ 鈴木 宏美	○	○
8	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の 運転手が組織する団体から選出された者	ジャストライン労働組合	執行委員長	ヤマダ ユウイチ 山田 裕一		
9	公募市民	公募市民		ナガノ トモヒロ 永野 朋浩		
10	公募市民	公募市民		オカジマ タキコ 岡嶋 多喜子		
11	藤枝市自治会連合会から選出された者	藤枝市自治会連合会	副会長	ミヤタニ ヨウコ 宮谷 洋子	○	
12	藤枝市瀬戸谷地区路線バス対策委員会 から選出された者	藤枝市瀬戸谷地区 路線バス対策委員会	会長	シモダ ツトム 下田 勉		
13	藤枝市岡部北部地区生活交通確保対策委員会 から選出された者	藤枝市岡部北部地区 生活交通確保対策委員会	岡部第5自治会長	オヤイズ ケイイチ 小柳津 敬市		
14	藤枝商工会議所から選出された者	藤枝商工会議所	事務局長	オノ カズノリ 小野 和紀		
15	藤枝市男女共同参画「ばりて」会議 から選出された者	藤枝市男女共同参画 「ばりて」会議	代表	イケガヤ テルコ 池谷 照代	○	○
16	社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会 から選出された者	社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会	常務理事	オザワ カズナリ 小澤 一成	○	○
17	藤枝市(交通施策部門)から選出された者	藤枝市都市建設部	部長	スズキ タカシゲ 鈴木 貴繁	○	○
18	藤枝市(道路管理部門)から選出された者	藤枝市都市建設部 基盤整備局	局長	シメズ ヤスユキ 清水 康行		
19	藤枝市(福祉施策部門)から選出された者	藤枝市健康福祉部	部長	スギムラ トモヒサ 杉村 友久	○	○
20	その他会長が必要と認める者(学識経験者)	名古屋大学	名古屋大学大学院環境 学研究科附属持続的共 発展教育センター教授	カウ ヒロカズ 加藤 博和		
21	自家用有償旅客運送を運営する法人又は団体 から選出された者	西益津通院サポート隊	代表	ウヰハラ マサミ 梅原 雅身	○ (分科会 専門委員)	

藤枝市地域公共交通会議設置要綱

平成20年3月25日

告示第33号

(目的)

第1条 藤枝市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、並びに地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議並びに交通計画の実施及びこれに係る連絡調整を行うため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様に関する事項
- (2) 市が運営する道路運送法第78条第2号の自家用有償旅客輸送（以下「自家用有償旅客輸送」という。）の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 市の公共交通政策の推進に関する事項
- (4) 自家用有償旅客輸送の登録に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(事業)

第3条 交通会議は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 自家用有償旅客輸送の登録に係る協議に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと。

(交通会議の構成員)

第4条 交通会議の委員は、別表第1に掲げる者とする。

2 前項に掲げるもののほか、藤枝市域を越えて運行する乗合旅客輸送等に関する協議（以下「広域路線協議」という。）を行うために、別表第2に掲げる特別委員を選任するものとする。

3 前項の特別委員は、広域路線協議を行う会議においてのみ、参加を依頼するも

のとする。

- 4 第1項及び第2項に規定するもののほか、第9条第1項の分科会における協議を行うため、別表第3に掲げる分科会専門委員を選任する。

(役員)

第5条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

- 2 会長は、藤枝市長又はその指名する者をもってこれに充てる。

- 3 副会長及び監事は、会長が指名する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 第3条各号に掲げる業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを会長に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、交通会議を招集すること。

(交通会議の運営)

第7条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 4 交通会議は、原則として公開とする。

- 5 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

- 6 やむを得ない事情により会議を開くことができないときは、交通会議の議事を書面により協議することができるものとする。書面協議による議事は全委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員の任期)

第8条 交通会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(分科会)

第9条 第2条第4号の事項及び第3条第4号の協議並びに第2条各号(第4号を除く。)及び第3条各号(第4号を除く。)に掲げる事項のうち会長が必要と認めるものに係る専門的な調査、検討を行うため、交通会議に分科会を置く。

2 前項の規定にかかわらず、同項の分科会において道路運送法第9条第4項の協議を行う。ただし、次に掲げる場合については、軽微な事案として取り扱うものとし、協議の対象としない。

(1) 均一の運賃又は区間ごと定める運賃を適用している路線において、系統の変更を伴う停留所の新設又は停留所を設置している場所の変更、路線の付替え又は一部延伸が生じる場合(競合する路線がある場合又は路線の延長により当該路線が初めて他の市町に乗り入れをする場合を除く。)であって、運賃の額に変更が生じないもの。

(2) 定期的に行事として運賃の割引を行う場合

(3) 工事その他の事由により一時的に迂回が生じることで経路を変更する場合

(4) 新たに運賃を決済する方法を加える場合

3 分科会の委員構成は別表第1に掲げる者、別表第2に掲げる者及び別表第3に掲げる者のうちから会長が指名するものとし、運営その他必要な事項は会長が別に定める。ただし、第2条第4号の事項並びに第3条第4号及び前項の協議に係る分科会を構成する委員の指名に当たっては、第2条第4号及び第3条第4号の協議にあつては道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第4条の2第1項第6号の規定に、前項の協議にあつては道路運送法第9条第4項の規定に定めるところにより行うものとする。

4 分科会において調査、協議及び検討した事項は、交通会議に報告するものとする。

5 第2項の協議に当たっては、あらかじめ次に掲げる方法のいずれかにより利害関係者の意見を反映させるための措置を講じるものとする。

(1) 運行区域の住民の代表者で構成する公聴会

(2) 藤枝市パブリックコメント制度実施要綱(平成20年藤枝市告示第21号)に基づくパブリックコメント制度

(3) 利用者その他の利害関係者に対する意識調査及び一般乗合旅客自動車運送事業者に対する意見聴取

(4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議において協議し決定した方法

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、交通会議の委員及び関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(会計)

第11条 第3条各号に掲げる事業に係る収入及び支出に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(事務局)

第12条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、藤枝市都市建設部地域交通課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局は、地域公共交通に関する相談、苦情、その他の住民又は地域公共交通利用者からの意見に対し、必要に応じ交通会議に報告する。

5 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則 (平成20年3月25日告示第33号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年12月26日告示第177号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、新たに藤枝市地域公共交通会議委員となる者の任期については、改正後の藤枝市地域公共交通会議設置要綱第8条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則 (平成21年2月6日告示第31号)

この要綱は、平成21年2月25日から施行する。

附 則 (平成21年7月8日告示第182号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の藤枝市地域公共交通会議設置要項第4条の規定は、平成21年度にお

いて最初に開催される藤枝市地域公共交通会議から適用する。

附 則（平成22年5月11日告示第115号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の藤枝市地域公共交通会議設置要項第4条の規定は、平成22年度において最初に開催される藤枝市地域公共交通会議から適用する。

附 則（平成23年5月13日告示第156号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の藤枝市地域公共交通会議設置要項第4条の規定は、平成28年度において最初に開催される藤枝市地域公共交通会議から適用する。ただし、委員の任期については、改正後の藤枝市地域公共交通会議設置要綱第8条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則（平成29年12月18日告示第274号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日告示第89号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第137号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月25日告示第220号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年7月1日から施行する。

（藤枝市福祉有償運送運営協議会設置要綱の廃止）

2 藤枝市福祉有償運送運営協議会設置要綱（平成17年藤枝市告示第270号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

藤枝市地域公共交通会議委員

1	藤枝市長又はその指名する者
2	中部運輸局長又はその指名する者
3	静岡県（公共交通担当）から選出された者
4	静岡県島田土木事務所から選出された者
5	静岡県藤枝警察署から選出された者
6	一般旅客自動車運送事業者
7	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体から選出された者
8	公募市民
9	藤枝市自治会連合会から選出された者
10	藤枝市瀬戸谷地区路線バス対策委員会から選出された者
11	藤枝市岡部北部地区生活交通確保対策委員会から選出された者
12	藤枝商工会議所から選出された者
13	藤枝市男女共同参画「ぱりて」会議から選出された者
14	社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会から選出された者
15	藤枝市（交通施策部門）から選出された者
16	藤枝市（道路管理部門）から選出された者
17	藤枝市（福祉施策部門）から選出された者
18	その他会長が必要と認める者

備考 「一般旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法第3条に規定する一般旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

別表第2（第4条関係）

藤枝市地域公共交通会議特別委員

1	関係市町の担当部署から選出された者
2	その他会長が必要と認める者

別表第3（第9条関係）

藤枝市地域公共交通会議分科会専門委員

1	自家用有償旅客運送を運営する法人又は団体から選出された者
2	道路運送法第9条第1条の運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者から選出された者
3	その他会長が必要と認める者

藤枝市地域公共交通会議の体制

藤枝市地域公共交通会議

【根拠】

道路運送法第9条第4項、79条の4第1項第5号、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条

藤枝市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」）

【役割】

●住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議

●地域公共交通計画の作成に関する協議、地域交通公共計画の実施・連絡調整

【委員】

会長：副市長

中部運輸局、静岡県（公共交通担当）、静岡県島田土木事務所、藤枝警察署、一般旅客自動車運送事業者、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体、公募市民、藤枝市自治会連合会、藤枝市瀬戸谷地区路線バス対策委員会、藤枝市岡部北部地区生活交通確保対策委員会、藤枝商工会議所、学識者、藤枝市男女共同参画「ぱりて」会議、藤枝市社会福祉協議会、市交通施策部門、道路管理部門、福祉施策部門

運賃協議分科会

【根拠】

要綱第9条第2項

【役割】

地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の輸送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等についての協議

【分科会委員】

分科会長：副市長

中部運輸局、一般旅客自動車運送事業者、藤枝市男女共同参画「ぱりて」会議、藤枝市社会福祉協議会、市交通施策部門、福祉施策部門、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者（分科会専門委員）

自家用有償旅客運送分科会

【根拠】

要綱第9条第1項

【役割】

自家用有償旅客運送の登録に関する意見調整に係る協議

【分科会委員】

分科会長：副市長

中部運輸局、一般旅客自動車運送事業者、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体、藤枝市自治会連合会、藤枝市男女共同参画「ぱりて」会議、藤枝市社会福祉協議会、市交通施策部門、福祉施策部門、自家用有償旅客運送を運営する法人又は団体から選出された者（分科会専門委員）

専門的な調査・検討を行う分科会

【根拠】

要綱第9条第1項

【役割】

地域公共通会議の所掌事務のうち会長が必要と認めるものに係る専門的な調査、検討

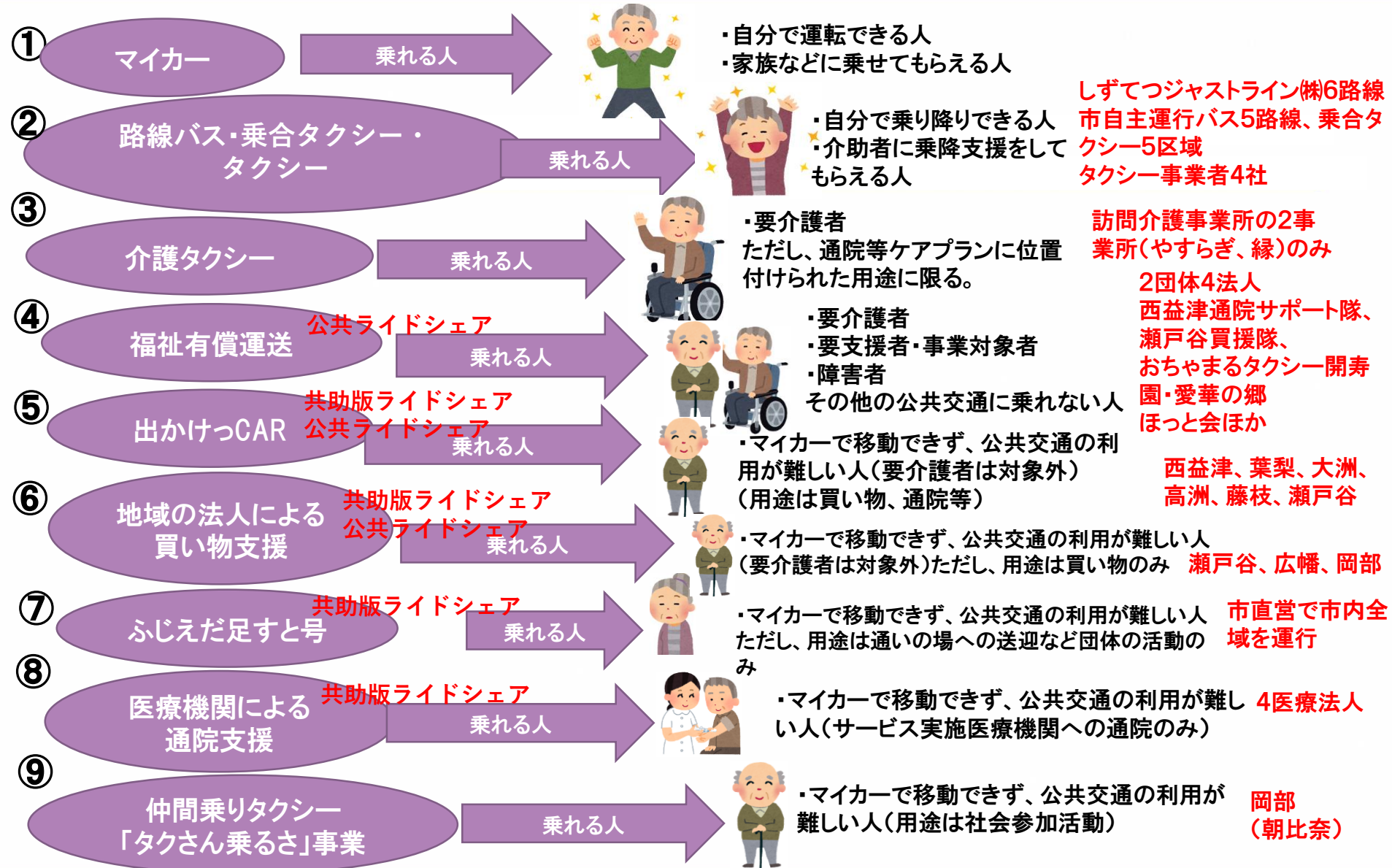
【分科会委員】

分科会長：副市長

会長が指名する者

※分科会の協議結果は、地域公共交通会議の全体会議において報告する。

1 藤枝市における地域交通の全体像



(素案)

議案1【当日資料】

5/1時点

藤枝市デマンドタクシー 夜間バス停型乗合タクシー実証運行 藤枝駅—岡部ルート 運行経路図



区間	運賃
A	800円
B	1,200円
C	1,500円
D	1,800円
E	2,100円
F	2,400円

No.	停留所	発着時刻	区間
	藤枝駅	22:10	発地
1	小石川町	22:15	A
2	築地ジャンボエンチャオー	23:11	B
3	城南1丁目		B
4	藤枝西高校		B
5	ウエルシア藤枝田中店	23:20	C
6	市営住宅(平島)	23:16	C
7	西益津地区交流センター		C
8	水守西		C
9	水守中央公園前	23:25	D
10	鬼島公園	23:21	D
11	平島団地		D
12	東名自動車学校	23:30	D
13	中学校(広幡)	23:26	D
14	横内新橋		D
15	金属団地	23:35	E
16	横内・三輪	23:31	E
17	内谷三輪公園	0:31	E
18	岡部営業所入口	23:40	F
19	五知如来公園・岡部支所	23:36	F

土/日/祝のみ

藤枝駅広幡線停留所参考データ

■停留所ごと利用者数及び沿線町内会の人口

			平日						町内会	人口 (R8.4.1)	
			藤枝駅方面		岡部営業所入口方面		計			総人口	生産年齢人口 (15~64)
			乗	降	乗	降	乗	降			
1	19	岡部営業所入口	26	0	0	16	26	16	岡部南、内二第三	880	459
2	18	五智如来公園・岡部支所前	114	0	0	77	114	77	岡部内一、内二第一、第二	1419	760
3		仮宿北	0	0	0	0	0	0			
4		静清高校前	4	0	0	3	4	3			
5		潮団地入口	4	0	0	1	4	1			
6		用雲寺	37	4	4	19	41	23			
7		ローストチキンのお店つかもと	3	0	0	2	3	2			
8		横内町内会館	3	0	0	0	3	0			
9	17	横内・三輪	12	0	0	16	12	16	横内	1112	676
10	16	内谷三輪公園	76	0	0	53	76	53	山東、三輪旭ヶ丘、やよい、三輪向原	1038	575
11	15	金属団地	0	0	1	0	1	0	横内	1112	676
12		公会堂 (下当間)	21	0	0	23	21	23			
13		下当間公園	50	0	0	30	50	30	下当間	831	428
14	14	広幡新橋	20	0	0	15	20	15			
15		金山神社前	22	0	0	12	22	12			
16		久保田公会堂	1	0	0	8	1	8			
17		広幡地区交流センター	26	0	0	14	26	14			
18		郵便局前	51	3	2	54	53	57	上当間、鬼島	1901	1053
19	8	水守西	11	20	9	15	20	35			
20		水守	14	1	1	76	15	77	水守	2416	1502
21	9	しずてつストア水守店前	401	27	23	197	424	224			
22		全居寺	0	0	0	0	0	0			
23	10	鬼島公園	16	0	0	4	16	4	水守、鬼島	3173	1907
24		八幡橋	13	0	0	6	13	6			
25	13	中学校 (広幡)	8	0	0	6	8	6			
26		上当間	16	0	0	9	16	9	上当間	1144	648
27	12	東名自動車学校	52	0	0	12	52	12			
28		県営団地 (平島)	229	4	14	95	243	99			
29		集会所 (平島)	111	5	35	114	146	119	平島第3、平島第4	781	349
30	11	平島団地	62	1	2	32	64	33			
31		西山クリニック	1	2	0	0	1	2			
32		ふれあい広場前	1	1	0	3	1	4			
33		平島中央	3	1	0	0	3	1			
34		藤井神社	40	0	1	48	41	48	平島第1	1164	623
35	7	市営住宅 (平島)	72	0	0	68	72	68	平島第1、郡2	2317	1254
36		大手1丁目藤枝学院	27	24	10	2	37	26			
37	6	西益津地区交流センター	33	23	11	26	44	49	郡2、大手	1729	918
38		田中	31	0	4	7	35	7			
39	5	ウエルシア藤枝田中店	56	26	36	53	92	79	郡2、田中二丁目、田中三丁目	2091	1139
40		下屋敷入口	4	9	11	4	15	13			
41		はた医院	31	133	70	24	101	157	※通院利用のため除外		

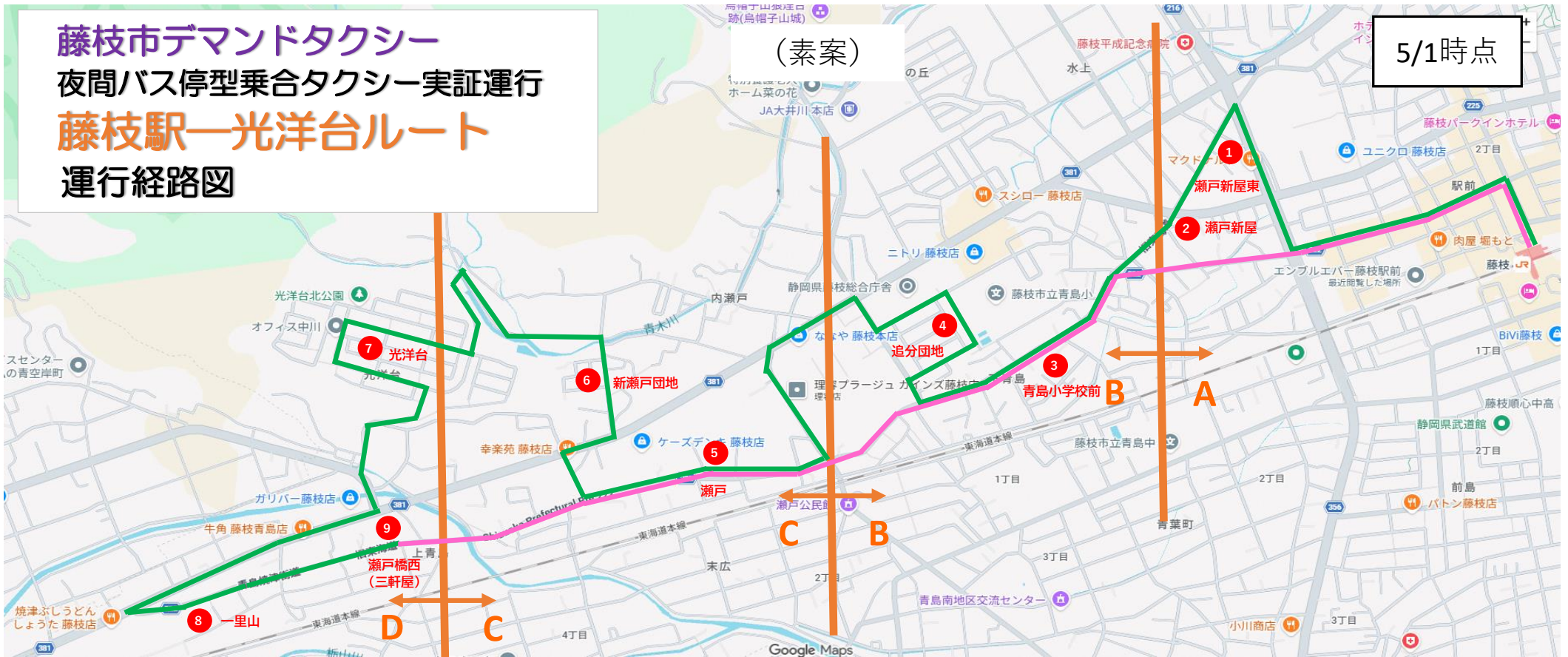
■停留所ごと利用者数及び沿線町内会の人口

		平日						町内会	人口 (R8. 4. 1)	
		藤枝駅方面		岡部営業所入口方面		計			総人口	生産年齢人口 (15~64)
		乗	降	乗	降	乗	降			
42	4 藤枝西高	70	10	11	59	81	69	益津下、郡 1、長楽寺 2	2308	1283
43	3 城南 1 丁目	87	1	1	19	88	20			
44	志太眼科	18	379	216	23	234	402	※通院利用のため除外		
45	2 築地ジャンボエンチャー	92	74	68	76	160	150	築地、築地上	3470	2264
46	1 小石川町	26	7	8	27	34	34	小石川町、東町	2716	1689
47	東町会館	98	10	14	41	112	51			
48	よしだ整形形成外科	6	118	33	4	39	122	※通院利用のため除外		
49	藤枝駅前	1	1086	779	0	780	1086			
50	青木中央公園	0	131	29	0	29	131			
計		2100		1393		3493				

藤枝市デマンドタクシー
 夜間バス停型乗合タクシー実証運行
 藤枝駅—光洋台ルート
 運行経路図

(素案)

5/1時点



区間	運賃
A	700円
B	1,000円
C	1,300円
D	1,600円

区間	No.	停留所	発着時間			
発地		藤枝駅	22:25	22:55	23:30	0:05
A	1	瀬戸新屋東	22:29	22:59	23:34	0:09
	2	瀬戸新屋				
B	3	青島小学校前	22:31	23:01	23:36	0:11
	4	追分団地				
C	5	瀬戸	22:33	23:03	23:38	0:13
	6	新瀬戸団地				
D	7	光洋台	22:35	23:05	23:40	0:15
	8	一里山				
	9	瀬戸橋西(三軒屋)				

藤枝駅光洋台線停留所参考データ

■停留所ごと利用者数及び沿線町内会の人口

	現停留所名	平日						町内会	人口 (R8. 4. 1)		
		藤枝駅方面		岡部営業所入口方面		計			総人口	生産年齢人口 (15~64)	
		乗	降	乗	降	乗	降				
1	瀬戸消防団前	19	0	0	3	19	3	瀬戸	1,451	808	
2	5 瀬戸	69	0	0	88	69	88				
3	三軒屋	117	0	0	111	117	111	三軒屋	728	391	
4	老人憩いの家 (三軒屋)	55	0	0	26	55	26				
5	ふれあい広場 (三軒屋)	28	0	0	5	28	5				
6	9 瀬戸橋西 (三軒屋)	168	0	0	66	168	66	一里山	273	154	
7	静岡金型前	74	0	0	79	74	79				
8	8 一里山	2	0	0	9	2	9				
9	いわしたクリニック	8	1	0	12	8	13				
10	谷川沢 (光洋台入口)	31	0	0	2	31	2	光洋台	1,222	956	
11	7 光洋台【新】	南光洋台	282	0	0	41	282				41
12		西光洋台	640	0	1	148	641				148
13		東光洋台	162	0	0	51	162				51
14	光洋台集会所前	123	0	0	41	123	41				
15	内瀬戸公民館	33	0	0	1	33	1	内瀬戸	519	262	
16	6 新瀬戸団地	338	7	0	266	338	273				
17	エスポート藤枝店前	3	4	19	7	22	11				
18	藤枝総合庁舎	46	3	0	7	46	10				
19	カインズ藤枝店前	14	6	13	41	27	47				
20	4 追分団地【新】	追分団地	438	0	2	152	440	152	追分、追分西	1,928	1,191
21		追分西	175	3	0	71	175	74			
22	3 青島小学校前	39	0	1	15	40	15				
23	五十嵐医院	3	0	0	30	3	30				
24	杉田整形外科	19	164	71	20	90	184				
25	1 瀬戸新屋東	0	23	14	2	14	25	瀬戸新屋	1,486	926	
26	2 瀬戸新屋	0	17	3	0	3	17				
27	高橋医院	7	58	9	5	16	63				
28	文化センター前	0	75	24	0	24	75	駅前第2、喜多町	349	204	
29	0 藤枝駅前	0	2448	1111	2	1111	2450				
30	青木中央公園	0	84	33	0	33	84				
計		2,100		1,393		4,161					

令和8年度藤枝市地域公共交通会議の開催予定について

令和8年度の藤枝市地域公共交通会議について、以下の日程で開催を予定しています。

- 1 令和8年度第1回藤枝市地域公共交通会議
 - (1) 日 時 令和8年5月8日(金) 14:00～
 - (2) 会 場 藤枝市役所大会議室
 - (3) 協議内容 夜間バス停型乗合タクシーの実証運行の実施について

- 2 令和8年度第2回藤枝市地域公共交通会議
 - (1) 日 時 令和8年6月25日(木) 14:00～
 - (2) 会 場 藤枝市役所301・302会議室
 - (3) 協議内容 令和8年度藤枝市地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について 他

- 3 令和8年度第3回藤枝市地域公共交通会議
 - (1) 日 時 令和8年12月22日(火) 14:00～
 - (2) 会 場 藤枝市役所庁舎別棟
 - (3) 協議内容 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について 他

※場合により会場が変更となる可能性があります。開催通知にてお知らせします。

藤枝市地域公共交通計画（令和8年度～令和12年度）ロジックモデル

藤枝市の現状	地域交通の課題	施策	具体的取組	取組目標 (アウトプット)	成果目標 (アウトカム)	基本方針
<p>・人口構成の変化による問題</p> <p>・都市構造の変化による問題</p> <p>・マイカーに依存した移動による問題</p>	<p>(1) 停留所まで歩いて行ける公共交通ネットワークの整備</p>	<p>施策1 ふじえだ型コンパクト+ネットワークの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバスの導入 ・バス停型乗合タクシーの拡充 ・中山間地域の自主運行バス停留所の設置、移設 ・観光施設への停留所設置 ・観光施設への公共交通でのアクセス方法の発信 ・公共交通と乗り継ぎできるシェアサイクルステーションの増設 ・バス待合環境の整備 ・地域間幹線系統や地域内フィーダー系統のバス路線の維持 ・富士山静岡空港アクセスバスの効果的運行 ・高速バスの情報発信等 	<p>自主運行路線の総路線距離の延長 R6年度総距離 175.8km ⇒ R11年度 180km</p> <p>シェアサイクルステーション数 R6年度 24箇所 ⇒ R11年度 34箇所</p> <p>シェアサイクル利用者数（延べ） R6年度 26,074人 ⇒ R11年度 30,250人</p> <p>待合環境整備協力施設数 R6年度0箇所 ⇒ R11年度10箇所</p> <p>サイクルアンドライド対応停留所数 R6年度0箇所 ⇒ R11年度10箇所</p>	<p>市民1人あたりの公共交通利用回数 R6年度 8.14回 ⇒ R11年度 9回</p>	<p>公共交通ネットワークによる「交通空白」の解消と公共交通に頼れない人への移動支援サービスの確保</p> <p>「みんなでお出かけできみんなが笑顔になるまちふじえだ」</p>
<p>・マイカーに依存した移動による問題</p>	<p>(2) マイカーでなくてもお出かけできる環境の整備</p>	<p>施策2 「交通空白」解消対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停型乗合タクシーの拡充（再掲） ・夜間乗合タクシーの実証運行 ・介護タクシー事業への支援 ・要介護者等通院送迎サービス「おちまるタクシー」への支援 ・移動支援サービスの維持、創出のための総合的な支援 ・移動サービスに関する周知活動 	<p>自主運行路線の総路線距離の延長・停留所増設（再掲）</p> <p>市が支援を行う 移動支援サービス実施団体数 R6年度 10団体 ⇒ R11年度 15団体</p>	<p>交通空白町内会数の削減 計画期間中 7箇所</p> <p>市民1人あたりの公共交通利用回数（再掲） R6年度 8.14回 ⇒ R11年度 9回</p>	
<p>・マイカーに依存した移動による問題</p>	<p>(3) 誰もがお出かけすることを可能にする多様な移動資源の確保</p>	<p>施策3 公民連携による輸送資源の創出・確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通会議の効果的な活用 ・バス対策委員会等における山間地域の公共交通のあり方の検討 ・移動サービス創出等の検討のための実証実験運行 ・移動サービスの維持、創出のための総合的な支援（再掲） ・公共交通と乗り継ぎできるシェアサイクルステーションの増設（再掲） 	<p>市が支援を行う 移動支援サービス実施団体数（再掲）</p>	<p>移動支援サービス利用者数 R6年度 5,843人 ⇒ R11年度 10,000人</p> <p>65歳以上移動支援サービス認知度50%以上の事業 R6年度 1事業 ⇒ R11年度 5事業</p>	
<p>・交通事業者に関する問題</p>	<p>(4) 効果的で効率的な公共交通の維持・確保・充実策の実践</p>	<p>施策4 地域全体で支える持続可能な公共交通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座「乗り方講座」の実施 ・リーフレットを活用したモビリティマネジメントの推進 ・「バス専用大御所バス」の利用推進 ・高齢者バス券、タクシー券配布、免許返納者へのタクシークーポン券配布 ・バス対策委員会等や自治会等における意見交換会の実施 ・国、県の地域間幹線系統補助金、地域内フィーダー系統補助金（地域公共交通確保維持事業）の活用、市補助金交付、公的資金投入に関する市民周知 	<p>バスイベントの実施 計画期間中 2回/年（令和6年度 1回/年）</p> <p>65歳以上の市民へのモビリティマネジメントパンフレットの配布 配布率R6年度 100% ⇒ R11年度 100%</p> <p>公共交通マップの全世帯への配布 R6年度 100% ⇒ R11年度 100%</p> <p>出前講座等実施回数 計画期間中 30回/年（R6年度 34回/年）</p>	<p>市内路線バス収支率 R6年度 30.65%以上 ⇒ R11年度 32.50%以上</p> <p>公的資金投入額 R6年度 204,121千円 ⇒ R11年度 266,372千円以下 R6 ⇒ R11</p> <p>民間路線バス認知度40%以上の路線 4路線 ⇒ 7路線</p> <p>自主運行バス認知度40%以上の路線 3路線 ⇒ 5路線</p> <p>乗合タクシー認知度25%以上の路線 1路線 ⇒ 3路線</p> <p>65歳以上移動支援サービス認知度50%以上の事業（再掲）</p> <p>市民1人あたりの公共交通利用回数（再掲） R6年度 8.14回 ⇒ R11年度 9回</p>	
	<p>(5) お出かけを可能にする新たな技術や仕組みの活用課題</p>	<p>施策5 次世代交通システムの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バスロケーションシステムの活用とGTFSデータの整備 ・乗合タクシー配車予約システムの活用によるオンライン決済の推進 ・出かけC A Rサービス等への自動運転車両の導入研究及び運転支援システム装備車両の導入 ・生活サポート事業の推進 ・新たなシェアモビリティの導入研究 ・まちづくりと連動した新たな技術の活用可能性の模索、研究 ・環境に配慮したバスの導入研究 	<p>乗合タクシーキャッシュレス決済対応種類数 R6年度 1種類 ⇒ R11年度 3種類</p> <p>バスロケーションシステムの導入 R6年度自主運行バス0路線 ⇒ R11年度 2路線</p> <p>待合環境整備協力施設へのバスロケQRコード提供 R6年度0箇所 ⇒ R11年度10箇所</p>	<p>市民1人あたりの公共交通利用回数（再掲） R6年度 8.14回 ⇒ R11年度 9回</p>	